

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和6年10月1日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	6件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	6件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	7件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	5件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300446号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400061号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間⑥の賞与支払年月日を平成19年12月19日、請求期間⑦の賞与支払年月日を平成20年7月28日とし、請求期間③及び請求期間⑥から⑨までの各期間の標準賞与額を別表1のとおり訂正することが必要である。

別表1の平成17年12月15日、平成19年12月19日、平成20年7月28日、同年12月24日及び平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、平成19年12月19日、平成20年7月28日、同年12月24日及び平成21年7月31日の各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における請求期間③及び⑨の標準賞与額を別表2のとおり訂正することが必要である。

別表2の平成17年12月15日及び平成21年7月31日の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 3 請求者のA社における平成21年8月2日の標準賞与額54万円の記録を取り消すことが必要である。
- 4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
  - 氏名 : 男
  - 基礎年金番号 :
  - 生年月日 : 昭和47年生
  - 住所 :
- 2 請求内容の要旨
  - 請求期間 : ① 平成13年10月1日から平成14年3月1日まで
  - ② 平成17年7月
  - ③ 平成17年12月15日
  - ④ 平成18年7月
  - ⑤ 平成18年12月
  - ⑥ 平成19年12月
  - ⑦ 平成20年7月
  - ⑧ 平成20年12月24日
  - ⑨ 平成21年7月31日
  - ⑩ 平成21年8月2日
  - ⑪ 平成23年7月
  - ⑫ 平成24年7月

年金記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成14年3月1日となっているが、請求期間①において同社に勤務していたので、被保険者資格の取得

年月日を訂正してほしい。

請求期間②から⑨までの各期間並びに請求期間⑩及び⑫については、賞与が支給されていたが、賞与の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

また、請求期間⑩については、請求期間⑨に賞与が支給され、賞与の支払年月日が異なっているため、年金記録を取り消してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間③及び請求期間⑥から⑨までの各期間について、請求者から提出された賞与明細一覧表若しくは賞与明細書又はA社から提出された個人賃金台帳（以下「賞与明細書等」という。）により、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間③及び請求期間⑥から⑨までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③及び請求期間⑥から⑨までの各期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表1のとおりとすることが妥当である。

また、請求期間⑥及び⑦の賞与支払年月日については、A社の回答により、請求期間⑥は平成19年12月19日、請求期間⑦は平成20年7月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求期間③の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時、平成22年1月以降は年金事務所。）に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求期間③に係る賞与支払届の提出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間③及び⑨について、賞与明細書等により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間③及び⑨に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる賞与額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

ただし、請求期間③及び⑨の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 3 請求期間⑩について、日本年金機構から提出されたA社に係る賞与支払届によると、同社が、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和

5年3月7日に、賞与支払年月日を平成21年8月2日とする届出を年金事務所に行った結果、オンライン記録において、請求者の当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

しかしながら、A社は、請求者の平成21年夏の賞与支払年月日は平成21年7月31日であると回答しているところ、同社の社会保険事務担当者は、請求者の請求期間⑩に係る賞与支払届について、同社が事務を委託している会計事務所のデータにおいて同年8月2日（日曜日）に賞与を支給したこととなっていたために同日を賞与支払年月日とする届出を行ったが、同社が使用している給与システムでは同年7月31日（金曜日）に賞与を支給したことになっており、同社の休業日は土曜日及び日曜日であるので、実際には日曜日である同年8月2日に賞与を支給することはない旨陳述していることから、請求者の同社における同年8月2日の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

- 4 請求期間①について、A社から提出された社員名簿等及び同社の回答から判断すると、請求者は請求期間①において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金特例法に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間①において勤務し、厚生年金保険被保険者となる要件を満たしていたことが認められた上で、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、A社は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を控除したか否かについては、給与に関する資料が残っていないため不明である旨回答している。

また、A社は、請求期間①当時は、一定の試用期間を設けており、健康保険・厚生年金保険の加入について、入社後3か月から6か月経過した後に加入することとしていた旨、及び請求者の請求内容どおりの資格取得に関する届出を社会保険事務所に対して行っていない旨回答しているところ、同社から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、請求者の被保険者資格取得年月日は、請求者が同社に入社したとする平成13年10月1日から5か月後の平成14年3月1日となっている。

さらに、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について、A社の社会保険事務担当者は、厚生年金保険に加入していないにもかかわらず、給与から厚生年金保険料を控除するということは考え難い旨陳述している。

加えて、A社において、平成13年4月から平成14年3月までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、連絡先が判明した者に照会を行ったところ、複数の者は、同社においては入社後に試用期間があったことから自身の勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は一致していない旨回答しており、このうち、請求者と同じ職種であったとする者は、厚生年金保険に加入していない期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述している。

このほか、請求者は請求期間①に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 請求期間②、④、⑤、⑪及び⑫の各期間について、A社は、請求期間②、④及び⑤の各期間については、賞与に関する資料が残っておらず、請求者に賞与を支給したか否か不明である旨、及び請求期間⑪及び⑫については、賞与に関する資料を確認したが、請求者に賞与を支給したとする記録はなく、請求者に賞与を支給していない旨回答している上、請求者も当該各期間に係る賞与明細書等を所持していないことから、請求者の当該各期間の賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

また、請求期間⑪及び⑫について、請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額から推認できる平成 23 年及び平成 24 年の各年の社会保険料の年間合計額と、請求者から提出された平成 23 年分及び平成 24 年分給与所得の源泉徴収票により確認できる当該各年の社会保険料等の金額を比較しても、請求期間⑪及び⑫に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがうことはできない。

このほか、請求者の請求期間②、④、⑤、⑪及び⑫の各期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間②、④、⑤、⑪及び⑫の各期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

別表1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準賞与額
平成17年12月15日	47万9,000円
平成19年12月19日	56万6,000円
平成20年7月28日	55万8,000円
平成20年12月24日	55万9,000円
平成21年7月31日	50万3,000円

別表2【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準賞与額	
	訂正前	訂正後
平成17年12月15日	47万9,000円（※）	50万3,000円
平成21年7月31日	50万3,000円（※）	54万円

（※）厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400155号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400062号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額の支払年月日を令和元年5月25日から同年5月24日に訂正し、標準賞与額を平成31年2月25日及び令和元年5月24日は150万円とすることが必要である。  
平成31年2月25日及び令和元年5月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る平成31年2月25日及び令和元年5月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名  
氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :
- 2 請求内容の要旨  
請求期間 : ① 平成31年2月25日  
② 令和元年5月24日  
③ 令和2年9月1日から令和3年1月1日まで

請求期間①及び②について、A社から賞与の支給を受け、当該各賞与から厚生年金保険料の控除もあったが、厚生年金保険の記録では、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているので、調査の上、保険給付に反映される記録にそれぞれ訂正してほしい。  
また、請求期間③について、A社における標準報酬月額記録は、実際にもらっていた給与額よりも低く記録されているので、調査の上、当該期間に係る年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、A社から提出された請求者の当該各期間に係る賃金台帳及び預金通帳、B市から提出された請求者の令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(以下「確定申告書」という。)から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該各賞与から控除されていたことが認められる。  
また、請求期間②の賞与支払年月日について、A社は、当該年月日を令和元年5月25日とする健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しているが、前述の請求者の預金通帳により確認できる賞与振込年月日から、同年5月24日とすることが妥当である。  
なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事

業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である。

したがって、請求者の請求期間③について、厚生年金特例法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求者の当該期間に係るA社における報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

A社から提出された請求期間③に係る賃金台帳を見ると、請求者は、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間において、標準報酬月額 65 万円に相当する報酬月額の支払を受け、当該期間において、当該標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されている旨の記載が確認できる。

しかしながら、A社から提出された請求者の預金通帳において確認できる請求期間③を含む令和2年3月から同年12月までの期間に同社から振り込まれた給与額は、上記賃金台帳において確認できる当該期間の給与に係る振込支給額と一致していない。

また、A社は、請求期間③において請求者に支払う通勤費は、交通費として給与とは別に支払っていた旨回答し、通勤費に関する資料及びC銀行における入出金明細照会に係る照会結果の資料を提出しているものの、当該各資料には、同社における取引日（勘定日）ごとの合算金額及び摘要が記録されており、当該記録において、同社が請求者に対し支払った通勤費の額を特定し確認することはできない。

さらに、B市から提出された請求者の令和2年分の確定申告書において確認できる社会保険料控除額、及びA社から提出された請求者の預金通帳において確認できる給与振込額により推認できる、請求期間③の各月の給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる保険給付の対象となる標準報酬月額（62万円）と同額である。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400156号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400063号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成3年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年11月1日から令和3年1月1日まで

私は、A社及びB社の二以上事業所に勤務する厚生年金保険被保険者として資格を取得しているところ、請求期間の標準報酬月額は、A社において実際にもらっていた報酬額が正しく加算されず、低く記録されているので、調査の上、請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る二以上事業所勤務被保険者整理簿によると、請求者は、請求期間において、主たる事業所(選択事業所)をA社、従たる事業所(非選択事業所)をB社とする二以上の事業所に勤務する厚生年金保険被保険者であったことが確認できるところ、請求者は、請求期間の標準報酬月額について、主たる事業所であるA社において、実際にもらっていた報酬額に見合う標準報酬月額となっていないと主張し、請求期間に係る年金記録の訂正を求めている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である。

また、厚生年金保険法第24条第2項は、同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、定時決定等によって算定した額の合算額をその者の報酬月額とする旨、同法第82条第1項は、被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する旨、並びに同法第82条第3項及び同法施行令第4条第1項は、被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき標準報酬月額に係る保険料の額は、各事業所について定時決定等により算定した額を当該被保険者の報酬月額で除して得た数を当該被保険者の保険料の半額に乗じて得た額とする旨それぞれ規定している。

したがって、請求者の請求期間について、厚生年金特例法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求者の請求期間に係るA社及びB社における報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

請求期間のうち令和元年11月1日から令和2年9月1日までの期間について、A社から提出された請求者の賃金台帳を見ると、請求者は同社において、当該期間の標準報酬月額の改定の基礎となる期間に毎月54万5,000円の報酬の支払を受け、当該期間に毎月4万8,690円の厚生年金保険料を控除されている旨の記載が確認できる。

また、請求期間のうち令和2年9月1日から令和3年1月1日までの期間について、A社か

ら提出された請求者の賃金台帳を見ると、請求者は同社において、当該期間の標準報酬月額  
の算定の基礎となる期間に毎月 55 万円の報酬の支払を受け、当該期間に毎月 5 万 1,112 円の厚  
生年金保険料を控除されている旨の記載が確認できる。

しかしながら、A社から提出された請求者の預金通帳により確認できる請求期間を含む平成  
31 年 1 月から令和 2 年 12 月までの期間に同社から振り込まれた給与額は、上記賃金台帳にお  
いて確認できる請求期間の各月の給与に係る振込支給額と一致していない。

また、A社は、請求期間において請求者に支払う通勤費は、交通費として給与とは別に支払  
っていた旨回答し、通勤費に関する資料及びC銀行における入出金明細照会に係る照会結果の  
資料を提出しているものの、当該各資料には、同社における取引日（勘定日）ごとの合算金額  
及び摘要が記録されており、当該記録において、同社が請求者に対し支払った通勤費の額を特  
定し確認することはできない。

さらに、D市から提出された請求者の令和元年分及び令和 2 年分の所得税及び復興特別所得  
税の確定申告書において確認できる社会保険料控除額、及びA社から提出された請求者の預金  
通帳において確認できる給与振込額から推認できる、請求期間に同社から請求者に支払われた  
各月の給与から控除された厚生年金保険料額は、請求者に係る二以上事業所勤務被保険者整理  
簿により確認できるB社の報酬月額を 1 万円とする請求期間の保険給付の対象となる標準報  
酬月額（41 万円）において、A社が請求者の給与から控除すべき厚生年金保険料額と概ね同額  
である。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について、確認又  
は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間  
において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ  
れていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400157号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400064号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(請求者の二以上事業所勤務被保険者における非選択事業所は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成3年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年11月1日から令和3年1月1日まで

私は、B社及びA社の二以上事業所に勤務する厚生年金保険被保険者として資格を取得しているところ、請求期間の標準報酬月額は、B社において実際にもらっていた報酬額が正しく加算されず、低く記録されているので、調査の上、請求期間に係る年金記録を見直しを求めている。

## 第3 判断の理由

請求者に係る二以上事業所勤務被保険者整理簿によると、請求者は、請求期間において、主たる事業所(選択事業所)をA社、従たる事業所(非選択事業所)をB社とする二以上の事業所に勤務する厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。請求者は、請求期間の標準報酬月額について、従たる事業所であるB社において、実際にもらっていた報酬額に見合う標準報酬月額となっていないと主張し、請求期間に係る年金記録の見直しを求めている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である。

また、厚生年金保険法第24条第2項は、同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、定時決定等によって算定した額の合算額をその者の報酬月額とする旨、同法第82条第1項は、被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する旨、並びに同法第82条第3項及び同法施行令第4条第1項は、被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき標準報酬月額に係る保険料の額は、各事業所について定時決定等により算定した額を当該被保険者の報酬月額で除して得た数を当該被保険者の保険料の半額に乗じて得た額とする旨それぞれ規定している。

したがって、請求者の請求期間について、厚生年金特例法による記録の見直し及び保険給付が行われるためには、請求者の請求期間に係るB社及びA社における報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

請求期間のうち令和元年11月1日から令和2年9月1日までの期間について、B社から提出された請求者の賃金台帳を見ると、請求者は同社において、当該期間の標準報酬月額の改定の基礎となる期間に毎月9万円の報酬の支払を受け、当該期間に毎月8,040円の厚生年金保険料を控除されている旨の記載が確認できる。

また、請求期間のうち令和2年9月1日から令和3年1月1日までの期間について、B社か

ら提出された請求者の賃金台帳を見ると、請求者は同社において、当該期間の標準報酬月額  
の算定の基礎となる期間に毎月9万円の報酬の支払を受け、当該期間に毎月8,363円の厚生年金  
保険料を控除されている旨の記載が確認できる。

しかしながら、B社から提出された請求者の預金通帳により確認できる請求期間を含む平成  
31年1月から令和2年12月までの期間に同社から振り込まれた給与額は、上記賃金台帳にお  
いて確認できる請求期間の各月の給与に係る振込支給額と一致していない。

また、B社は、請求期間において請求者に支払う通勤費は、交通費として給与とは別に支払  
っていた旨回答し、通勤費に関する資料及びC銀行における入出金明細照会に係る照会結果の  
資料を提出しているものの、当該各資料には、同社における取引日（勘定日）ごとの合算金額  
及び摘要が記録されており、当該記録において、同社が請求者に対し支払った通勤費の額を特  
定し確認することはできない。

さらに、D市から提出された請求者の令和元年分及び令和2年分の所得税及び復興特別所得  
税の確定申告書において確認できる社会保険料控除額、及びB社から提出された請求者の預金  
通帳において確認できる給与振込額から推認できる、請求期間に同社から請求者に支払われた  
各月の給与から控除された厚生年金保険料額は、請求者に係る二以上事業所勤務被保険者整理  
簿により確認できるA社の報酬月額を39万5,000円又は40万円とする請求期間の保険給付の  
対象となる標準報酬月額（41万円）において、B社が請求者の給与から控除すべき厚生年金保  
険料額と概ね同額である。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について、確認又  
は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間  
において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ  
れていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400158号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400065号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成8年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年11月1日から令和3年1月1日まで

私は、A社及びB社の二以上事業所に勤務する厚生年金保険被保険者として資格を取得しているところ、請求期間の標準報酬月額は、A社において実際にもらっていた報酬額が正しく加算されず、低く記録されているので、調査の上、請求期間に係る年金記録を見直しを求めている。

## 第3 判断の理由

請求者に係る二以上事業所勤務被保険者整理簿によると、請求者は、請求期間において、主たる事業所(選択事業所)をA社、従たる事業所(非選択事業所)をB社とする二以上の事業所に勤務する厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。請求者は、当該期間の標準報酬月額について、主たる事業所であるA社において、実際にもらっていた報酬額に見合う標準報酬月額となっていないと主張し、請求期間に係る年金記録の見直しを求めている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である。

また、厚生年金保険法第24条第2項は、同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、定時決定等によって算定した額の合算額をその者の報酬月額とする旨、同法第82条第1項は、被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する旨、並びに同法第82条第3項及び同法施行令第4条第1項は、被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき標準報酬月額に係る保険料の額は、各事業所について定時決定等により算定した額を当該被保険者の報酬月額で除して得た数を当該被保険者の保険料の半額に乗じて得た額とする旨それぞれ規定している。

したがって、請求者の請求期間について、厚生年金特例法による記録の見直し及び保険給付が行われるためには、請求者の請求期間に係るA社及びB社における報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

請求期間のうち令和元年11月1日から令和2年9月1日までの期間について、A社から提出された請求者の賃金台帳を見ると、請求者は同社において、当該期間の標準報酬月額の改定の基礎となる期間に毎月54万5,000円の報酬の支払を受け、当該期間に毎月4万8,690円の厚生年金保険料を控除されている旨の記載を確認できる。

また、請求期間のうち令和2年9月1日から令和3年1月1日までの期間について、A社か

ら提出された請求者の賃金台帳を見ると、請求者は同社において、当該期間の標準報酬月額  
の算定の基礎となる期間に毎月 55 万円の報酬の支払を受け、当該期間に毎月 5 万 1,112 円の厚  
生年金保険料を控除されている旨の記載が確認できる。

しかしながら、A社から提出された請求者の預金通帳により確認できる請求期間を含む平成  
31 年 1 月から令和 2 年 12 月までの期間に同社から振り込まれた給与額は、上記賃金台帳にお  
いて確認できる請求期間の各月の給与に係る振込支給額と一致していない。

また、A社は、請求期間において請求者に支払う通勤費は、交通費として給与とは別に支払  
っていた旨回答し、通勤費に関する資料及びC銀行における入出金明細照会に係る照会結果の  
資料を提出しているものの、当該各資料には、同社における取引日（勘定日）ごとの合算金額  
及び摘要が記録されており、当該記録において、同社が請求者に対し支払った通勤費の額を特  
定し確認することはできない。

さらに、D市から提出された請求者の令和元年分及び令和 2 年分の所得税及び復興特別所得  
税の確定申告書において確認できる社会保険料控除額、及びA社から提出された請求者の預金  
通帳において確認できる給与振込額から推認できる、請求期間に同社から請求者に支払われた  
各月の給与から控除された厚生年金保険料額は、請求者に係る二以上事業所勤務被保険者整理  
簿により確認できるB社の報酬月額を 1 万円とする請求期間の保険給付の対象となる標準報  
酬月額（41 万円）において、A社が請求者の給与から控除すべき厚生年金保険料額と概ね同額  
である。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について、確認又  
は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間  
において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ  
れていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400159号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400066号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(請求者の二以上事業所勤務被保険者における非選択事業所は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成8年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年11月1日から令和3年1月1日まで

私は、B社及びA社の二以上事業所に勤務する厚生年金保険被保険者として資格を取得しているところ、請求期間の標準報酬月額は、B社において実際にもらっていた報酬額が正しく加算されず、低く記録されているので、調査の上、請求期間に係る年金記録を見直しを求めている。

## 第3 判断の理由

請求者に係る二以上事業所勤務被保険者整理簿によると、請求者は、請求期間において、主たる事業所(選択事業所)をA社、従たる事業所(非選択事業所)をB社とする二以上の事業所に勤務する厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。請求者は、請求期間の標準報酬月額について、従たる事業所であるB社において、実際にもらっていた報酬額に見合う標準報酬月額となっていないと主張し、請求期間に係る年金記録の見直しを求めている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である。

また、厚生年金保険法第24条第2項は、同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、定時決定等によって算定した額の合算額をその者の報酬月額とする旨、同法第82条第1項は、被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する旨、並びに同法第82条第3項及び同法施行令第4条第1項は、被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき標準報酬月額に係る保険料の額は、各事業所について定時決定等により算定した額を当該被保険者の報酬月額で除して得た数を当該被保険者の保険料の半額に乗じて得た額とする旨それぞれ規定している。

したがって、請求者の請求期間について、厚生年金特例法による記録の見直し及び保険給付が行われるためには、請求者の請求期間に係るB社及びA社における報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

請求期間のうち令和元年11月1日から令和2年9月1日までの期間について、B社から提出された請求者の賃金台帳を見ると、請求者は同社において、当該期間の標準報酬月額の改定の基礎となる期間に毎月9万円の報酬の支払を受け、当該期間に毎月8,040円の厚生年金保険料を控除されている旨の記載が確認できる。

また、請求期間のうち令和2年9月1日から令和3年1月1日までの期間について、B社か

ら提出された請求者の賃金台帳を見ると、請求者は同社において、当該期間の標準報酬月額  
の算定の基礎となる期間に毎月9万円の報酬の支払を受け、当該期間に毎月8,363円の厚生年金  
保険料を控除されている旨の記載が確認できる。

しかしながら、B社から提出された請求者の預金通帳により確認できる請求期間を含む平成  
31年1月から令和2年12月までの期間に同社から振り込まれた給与額は、上記賃金台帳にお  
いて確認できる請求期間の各月の給与に係る振込支給額と一致していない。

また、B社は、請求期間において請求者に支払う通勤費は、交通費として給与とは別に支払  
っていた旨回答し、通勤費に関する資料及びC銀行における入出金明細照会に係る照会結果の  
資料を提出しているものの、当該各資料には、同社における取引日（勘定日）ごとの合算金額  
及び摘要が記録されており、当該記録において、同社が請求者に対し支払った通勤費の額を特  
定し確認することはできない。

さらに、D市から提出された請求者の令和元年分及び令和2年分の所得税及び復興特別所得  
税の確定申告書において確認できる社会保険料控除額、及びB社から提出された請求者の預金  
通帳において確認できる給与振込額から推認できる、請求期間に同社から請求者に支払われた  
各月の給与から控除された厚生年金保険料額は、請求者に係る二以上事業所勤務被保険者整理  
簿により確認できるA社の報酬月額を39万5,000円又は40万円とする請求期間の保険給付の  
対象となる標準報酬月額（41万円）において、B社が請求者の給与から控除すべき厚生年金保  
険料額と概ね同額である。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について、確認又  
は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間  
において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ  
れていたと認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300653号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400067号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間の賞与支払年月日を平成21年7月31日とし、標準賞与額を24万4,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

厚生年金保険の記録では、A社(当時は、B社)における請求期間の標準賞与額の記録はないが、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社に係る商業登記の記録により、請求期間後の代表取締役であり、代表清算人であったことが確認できる者(以下「元代表清算人」という。)及び請求期間当時の事務担当者は、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、平成21年7月分の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月分から同年12月分までの給与に上乗せして支払った旨、及び当該賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)の支払年月日を平成21年12月30日として届け出た旨回答している。

また、元同僚から提出された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付けB社作成)には、B社の経営が厳しい状況であることから、賞与については分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、前述の元代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の元同僚から提出された給与に係る支給明細書、賞与に係る支給明細書及び預金通帳等の出入金記録から、請求期間の賞与については、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額が、その額に応じて1回から最大6回に分割され、分割回数に応じて平成21年7月分から同年12月分までの給与に上乗せして支払われたことが確認できる一方、日本年金機構が保管する賞与支払届に記載された支払年月日を平成21年12月30日とする賞与が支払われたことを確認することはできない。

加えて、前述の日本年金機構が保管する賞与支払届には、複数の元同僚の平成21年7月分賞与に係る支給明細書の総支給額と一致する賞与支払額が記載されている上、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の日本年金機構における取扱いを踏まえると、事業主は支払年月日を平成21年7月31日とする賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降

は年金事務所)に提出する必要があったものと判断できる。

これらの事情のほか、前述の平成 21 年 12 月 30 日を支払年月日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額から判断すると、請求者はB社から請求期間に賞与の支払を受け、24 万 4,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、元同僚から提出された預金通帳等の出入金記録の振込年月日から平成 21 年 7 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、平成 21 年 7 月分の賞与について、支払年月日を平成 21 年 12 月 30 日とする賞与支払届を年金事務所に対して提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該賞与支払届に基づき、請求者の標準賞与額を記録していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400152号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400068号

## 第1 結論

請求者のA社における平成28年12月27日の標準賞与額を9万9,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月27日

A社から支払われた請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映しない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成29年度支払明細書、同社の総務担当者の陳述及びB市から提出された平成30年度市民税・県民税に関する回答書により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400153号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400069号

## 第1 結論

請求者のA社における平成28年12月27日の標準賞与額を9万9,000円に訂正することが必要である。

平成28年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月27日

A社から支払われた請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映しない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成29年度支払明細書、同社の総務担当者の陳述及びB市から提出された平成30年度市・県民税証明書により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400171号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400070号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成27年12月28日は10万円、平成28年12月27日は9万9,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月28日及び平成28年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月28日及び平成28年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年12月28日  
② 平成28年12月27日

A社から支払われた請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映しない標準賞与額と記録されているが、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された平成28年度及び平成29年度の支払明細書、同社の総務担当者の陳述並びにB市から提出された平成29年度及び平成30年度市民税・県民税課税状況回答書から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は10万円、請求期間②は9万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、当該保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300793号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400023号

## 第1 結論

平成3年4月から平成6年11月までの請求期間及び平成9年4月から平成17年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成3年4月から平成6年11月まで  
②平成9年4月から平成17年12月まで

私は、昭和63年頃、A市B区役所C支所において、国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料は、私が金融機関の窓口で納付書に現金を添えて納付していたが、どの金融機関で納付したかは覚えておらず、領収証書も保管していない。

私の年金記録を見ると、請求期間①は未納期間、請求期間②は未納期間、全額免除期間及び半額免除未納期間とされているが、私は免除申請手続を行ったことはない上、国民年金保険料は納付期限内にかかさず納付していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料は納付期限内に納付しており、国民年金保険料の免除申請手続を行ったことはない旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得に係る処理年月日は昭和63年4月12日とされていることから、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、通りすがりの金融機関等で納付していたので納付場所は覚えていない旨陳述しており、納付に関する記憶は明確ではなく、当該各期間の国民年金保険料の具体的な納付状況は不明である。

また、請求期間①は44か月及び請求期間②は105か月と長期間である上、請求期間①及び②当時、A市ではOCR(光学式文字読取装置)を導入して収納処理が行われており、金融機関等において納付された国民年金保険料の納付記録が、同市において長期間にわたり欠落するとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、請求期間②のうち申請による国民年金保険料全額免除期間及び半額免除未納期間が複数確認できる上、A市は、免除申請手続は、請求者又は家族の申請がないと申請免除期間と記録されることはない旨回答していることから、請求者の陳述と符合しない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400160号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400024号

## 第1 結論

昭和51年4月から昭和55年2月までの請求期間、昭和58年3月から昭和61年5月までの請求期間及び昭和62年1月から平成元年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年4月から昭和55年2月まで  
② 昭和58年3月から昭和61年5月まで  
③ 昭和62年1月から平成元年12月まで

昭和51年4月頃に母が大学生だった私の国民年金の加入手続を行い、母が私の請求期間①、②及び③の国民年金保険料をA市から委託された集金人又は口座振替により定期的に又はまとめて納付していたにもかかわらず、当該期間が国民年金の納付済期間となっていないので、当該期間を国民年金の納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和51年4月頃に母が大学生だった私の国民年金の加入手続を行ってくれた旨主張しているところ、請求期間①に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者が国民年金に任意加入し、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要がある。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、請求者の記号番号は、平成2年8月14日に払い出されていることが確認できるところ、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得年月日から判断すると、請求者の国民年金の加入手続は、同年6月頃から同年8月頃までに行われたと推認でき、請求者の主張する加入手続時期と符合しない上、請求期間①は、国民年金に未加入の期間であり、請求期間①に係る国民年金保険料を納付することができない。

請求期間②及び③について、前述のとおり、請求者の記号番号は平成2年8月14日に払い出されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日(昭和58年3月1日)、同資格を喪失した日(昭和61年6月23日)及び同資格を再取得した日(昭和62年1月28日)に係る処理は、いずれも平成2年8月17日に行われていることから、当該払出日及び処理日時点において、請求期間②及び請求期間③のうち昭和63年6月以前の期間に係る国民年金保険料は、国民年金法の時効に関する規定により納付することができない。

また、請求期間③のうち昭和63年7月以降の期間に係る国民年金保険料は、前述の記号番号により遡って納付することが可能であるが、遡って納付するためには、社会保険事務所(当時)が発行する納付書が必要となることから、請求者が主張する集金人又は口座振替により納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、請求者又は請求者の母が請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付するた

めには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しを受ける必要があるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする請求者の母は既に亡くなっていることから、請求者の加入手続及び保険料納付について、確認することができない。

このほか、請求者又は請求者の母が、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400116号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400071号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月1日から昭和63年10月25日まで

請求期間において、A社に勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の記録がない。請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、B県C市D町に所在したA社に勤務した旨主張しているところ、オンライン記録によると、C市において、請求者が勤務したとするA社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、商業登記の記録においても、A社を確認することができない。

また、請求期間当時(昭和58年)の住宅地図において、請求者が記憶する地域にA社の所在を確認することができない上、請求者は、A社の事業主及び同僚の氏名について覚えていないとしており、当該事業主及び同僚を特定することができず、請求者の請求期間における勤務実態等について、これらの者に確認することができない。

さらに、雇用保険の記録において、A社に係る請求者の雇用保険の被保険者記録は見当たらない上、請求者が請求期間後に勤務した事業所に対し、履歴書等の資料を照会したが、資料の保管はない旨回答しており、請求者の請求期間における職歴等について、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。